第4回浜中町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年10月24日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室
- 3 出席委員 12名

 - 2番 嵯 峨 弘 巳
 - 3番 白 川 英 之
 - 4番 谷 口 正 明
 - 5番 白 川 俊 明
 - 6番 百 々 栄 二
 - 7番 村 越 敏 春

 - 10番 篠 原 弘
 - 11番 堀 金 澄 惠
 - 12番 新井功仁恵
 - 13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美和子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 次回総会日程(予定)について

事務局長

第4回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

この頃、天候が安定しない日が続いており、皆さん農作業等の心配をされているのではないかと思いますけれども、そのようにお忙しい中、第4回総会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、農政部会の皆様におかれましては、早朝からの農政部会に引き続いて の総会ということで、大変御苦労さまでございます。

昨日釧路沖で温帯低気圧に変わりました台風21号ですけれども、近畿や関東で甚大な被害が発生しております。我が町でも被害に遭われた方がいるのではないかなと心配しているところでございますけれども、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思ってございます。

今月11日には農地パトロールを実施し、各地域を回らせていただきました。 昨年からの経過観察農地ということで数カ所ありましたけれども、委員さんの 働きかけによりまして、ほとんどが解消されている状況にありました。また、 パトロール当日はまだ刈り取られていない農地が一部ありましたが、ここ1週 間のうちに刈り取りがされ、安心しているところでございます。

町内にある約1万5,000へクタールの草地については、全農地が有効的に利用されておりますが、今後も怪しいところがあれば、地区の委員さんに働きかけをお願いしたいと思います。

また、この度村越委員夫婦が、平成29年度第56回農林水産祭天皇杯で表彰されるというお話を聞いております。全国自給飼料生産コンクール部門で、自給飼料の生産コストについて、畜産農家の平均の半分以下のコストでの生産が評価されたというふうにお聞きしております。

改めまして、受賞大変おめでとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきますけれども、本日は報告2件、付 議案件3件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして、開会に あたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番白川俊明委員、6番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございません か。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを 議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本件は、1件の届出でございますが、整理番号1の届出人は、姉別北〇〇〇 番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有 権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇〇万〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇〇月〇日でございます。土地の詳細につきましては、議案書3ページから5ページ、議案関係資料1ページから3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認ください ますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第2号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されており、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされており

ます。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりましたが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書8ページ及び議案関係資料4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、整理番号2は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりましたが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書10ページ及び議案関係資料5ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

なお、整理番号1及び整理番号2の合意解約につきましては、○○○○氏が経営移譲年金を請求するため、経営地の処分を行うものでございますので、このあとの議案第2号により、経営の譲受者である○○○○氏が改めて賃貸借契約を行おうとしておりますことを申し添えいたします。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださる よう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、報告第2号の質疑を行います。 まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申 し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、 土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断 するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされて おります。

本案は4件の現況証明願でございますが、浜農委29-8号の願い出人は、 茶内西〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇番、〇筆、面 積〇万〇,〇〇〇㎡で、地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現 地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に実 施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化している土地で あり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御 判断をいただいております。

次に、浜農委29−9号の願い出人は、円朱別西○線○○○番地○、○○○ ○氏、願い出地は円朱別西○線○○番○ほか○筆、合計面積○万○,○○○㎡で、地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきまして は、白川英之委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委29-10号の願い出人は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は円朱別西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡の内〇万〇,〇〇〇㎡で、分筆及び地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。 現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に 実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、一部を施設用地及び作業用地として利用し、他は原野化している状態であるため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委29-11号の願い出人は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は熊牛東〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇㎡の内〇、〇〇㎡で、分筆及び地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、施設用地及び作業用地として利用されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきまして は、引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお 願いいたします。

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調查委員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。 まず、浜農委29-8号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、浜農委29-9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委29-8号を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委29-8号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委29-9号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委29-9号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委29-10号の質疑を行いますが、本案については、 $\bigcirc\bigcirc$ 番 \bigcirc 〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限 に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○番○○委員退席、退室)

それでは、これから、浜農委29-10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委29-10号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委29-10号は、原案のとおり可決されました。

(○○番○○委員入室、着席)

次に、浜農委 29-11 号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇 委員委員が、浜中町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○番○○委員退席、退室)

それでは、これから、浜農委29-11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委29-11号を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委29-11号は、原案のとおり可決されました。

(○番○○委員入室、着席)

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と します。提案の理由を事務局より説明させます。 事務局長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、 又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を 設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を 受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定2件に伴う許可申請でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡に係るもので、この土地を円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号2は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきまして は農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたし ます。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条 第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを 申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。 続いて、担当委員より補足説明を受けます。

整理番号1と2について、10番篠原委員、お願いします。

篠原委員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容 を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用 関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、 農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」と しております。

 地を、周辺農家4件に対し、売買による所有権の移転を行おうとするもので、 整理番号1の所有権の移転を受ける者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇 〇〇 氏、対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でござい ます。

次に、整理番号2の所有権の移転を受ける者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏で、対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございます。

次に、整理番号3の所有権の移転を受ける者は、茶内西○○線○○○番地、○○○○氏で、対象地は、茶内西○○線○○○番○ほか○筆、面積○○万○、○○○㎡でございます。

次に、整理番号4の所有権の移転を受ける者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積 計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきま しては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い いたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしております ことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行いますが、本案については、○番○○○○ 委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に 該当いたしますので、ここで退席願います。

(○番○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(○番○○○○委員入室、着席)

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より申し上げます。

事務局長

次回総会日程につきましては、11月30日、木曜日、午前10時からを提 案いたします。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月30日、 木曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、11月30日、木曜日、 午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第4回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅 原 順 一

浜中町農業委員会 5番 白 川 俊 明

浜中町農業委員会 6番 百 々 栄 二

農地法第3条調査書

調査日:平成29年 9月20日

第4回浜中町農業委員会総会 議案第2号 整理番号1 (賃借権設定)

借受人	0 0 0	0	貸付人	0 0	0 0	作成者	農地係長 中田昌浩		
調査員	篠原弘委員								
•				判断理由					
第21	項第1号	賃	借人は耕作						
(全部	(全部効率利用)		率的に利力	しない					
第 2	項第2号	譲	受人は個	人でありi	適用なし。				
(農地所有	「適格法人以外						しない		
の法人)									
第2	第2項第3号		託ではな						
(しない			
第2	項第4号	譲受人は農作業を行う必要がある日数につ							
(農作業	 () () () () () () () ()	いて農作業に従事すると見込まれる。					しない		
第2	項第5号	下限面積(2ha)を超えている。							
(下	限面積)						しない		
第2	項第6号	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地で					C .		
(転	(転貸禁止) あり転貸には当たらない。				しない				
	本件の権利取得により周辺の農地の農業上					Ŀ.			
				の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及					
第2	ぼさないものと考えられる。				しない				
(地	域調和)	な	お、現地						
		事務	局1名が	現地状況	等を確認した	-0			

農地法第3条調査書

調査日:平成29年 9月20日

第4回浜中町農業委員会総会 議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

借受人 〇 〇 〇	〇 貸付人 〇 〇 〇 作成者	農地係長 中田昌浩				
調查員 篠原弘委員						
	判断理由	該当				
第2項第1号	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全て					
(全部効率利用)	を効率的に利用できるものと見込まれる。	しない				
第2項第2号	賃借人は個人経営であり適用なし。					
(農地所有適格法人以外		しない				
の法人)						
第2項第3号	信託ではないので適用なし。					
(信託)		しない				
第2項第4号	賃借人は農作業を行う必要がある日数につ					
(農作業常時従事)	いて農作業に従事すると見込まれる。	しない				
第2項第5号	下限面積(2ha)を超えている。					
(下限面積)		しない				
第2項第6号	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地で					
(転貸禁止)	あり転貸には当たらない。	しない				
	本件の権利取得により周辺の農地の農業上					
	の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及					
第2項第7号	第2項第7号 ぼさないものと考えられる。					
(地域調和)	なお、現地調査については、農業委員1名と					
	事務局1名が現地状況等を確認した。					

第4回浜中町農業委員会総会 議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

				000000	00000		農地係長
譲受人	0 0		譲渡人	00000	0000	作成者	中田昌浩
法第	18 条の条項		判 断 の 理 由				適合
第	第3項第1号		利用集積計	一画内容が基準			
(基	[本構想適合]	合する	ものと認め	られる。	する		
		権利が	設定・移転				
第	3項第2号イ	又は養	畜の事業に	こ供すべき農	用地のすべ		
(全	全部効率利用)	てにつ	いて、効率	的に利用して	芸耕作又は養		する
		畜の事	業を行うこ	とと認められ	1る。		
		耕作又	は養畜の事	事業に必要な	農作業に常		
第	3項第2号ロ	時従事	すると認め	られる。			
(農	作業常時従事)	(農地	所有適格為	去人及び第2	項第6号に		する
		規定す	る者は除く)			
		第2項	第6号に規	見定する者では			
第	3項第3号イ	地域の	地域の他の農業者との適切な役割分担の				
(継続的	的安定的農業経営)	下に継	下に継続的・安定的に農業経営を行うと見				する
		込まれ	る。				
		第2項	第6号に対	規定する者が			
第	3項第3号口	場合は	、その法人	の業務を執行			
(法人の	の場合の常時従事)	うち1	人以上の記	者がその法人		_	
		又は養	又は養畜の事業に常時従事すると認めら				
		れる。	れる。				
第	3項第4号	利用権	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人				
(共)	(共有持分の同意) と譲渡人の全ての同意が得られている。						_
	5年以内の期間を対象とする利用権の設						
第	3項第4号	定・移	定・移転をする場合であって、当該土地の				
(共有持	F分の 1/2 を超える	る 共有持	共有持分(所有権)のうち所有者である貸				_
同意)		人の共	人の共有持分の同意が2分の1を超えて				
		得られ	る。				

第4回浜中町農業委員会総会 議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

		000000000			農地係長		
譲受人	0 0	\bigcirc	譲渡人	00000	00000	作成者	中田昌浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由				適 合	
穿	第3項第1号		利用集積計	一画内容が基本			
(基	基本構想適合)	合する	ものと認め	られる。	する		
		権利が	設定・移転				
第	3項第2号イ	又は養	畜の事業に	こ供すべき農	用地のすべ		
(全	全部効率利用)	てにつ	いて、効率	的に利用して	一耕作又は養		する
		畜の事	業を行うこ	とと認められ	ıる。		
		耕作又	は養畜の事	事業に必要な	農作業に常		
第	3項第2号口	時従事	すると認め	られる。			
(農	作業常時従事)	(農地	所有適格為	去人及び第2		する	
		規定す	る者は除く)			
		第2項	第6号に規	見定する者であ			
第	3項第3号イ	地域の他の農業者との適切な役割分担の					
(継続的	的安定的農業経営)	下に継	続的・安定	的に農業経営		する	
		込まれ	る。				
		第2項	第6号に対	見定する者が			
第	3項第3号口	場合は	、その法人	の業務を執行			
(法人(の場合の常時従事)	うち1人以上の者がその法人の行う耕作					_
		又は養畜の事業に常時従事すると認めら					
		れる。					
穿	等3項第4号	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人					
(共	(共有持分の同意) と譲渡人の全ての同意が得られている。					_	
	5年以内の期間を対象とする利用権の設						
第	等3項第4号	定・移	転をする場	合であって、			
(共有持分の1/2を超える 共有持分(所有権)のうち所有を					「者である貸		_
同意)		人の共有持分の同意が2分の1を超えて					
		得られ	る。				

第4回浜中町農業委員会総会 議案第3号 整理番号3 (所有権移転)

				000000	00000		農地係長
譲受人 〇	\circ	\bigcirc	譲渡人	0000	00000	作成者	中田昌浩
法第 18 条の条項		判断の理由			適合		
第3項第	第1号	農用地	利用集積計	・画内容が基準			
(基本構想	!適合)	合する	ものと認め	られる。	する		
		権利が設定・移転される農用地を含む耕作					
第3項第	2 号イ	又は養	畜の事業に	こ供すべき農	見用地のすべ		
(全部効率	丞利用)	てにつ	ハて、効率	的に利用して	て耕作又は養		する
		畜の事	業を行うこ	とと認められ	れる。		
		耕作又	は養畜の事	事業に必要な	*農作業に常		
第3項第	2号口	時従事	すると認め	られる。			
(農作業常	時従事)	(農地)	所有適格為	去人及び第 2	現第6号に		する
		規定する	る者は除く)			
		第2項	第6号に規	定する者で			
第3項第	3 号イ	地域の他の農業者との適切な役割分担の					
(継続的安定的]農業経営)	下に継続的・安定的に農業経営を行うと見					する
		込まれ	る。				
		第2項	第6号に対	見定する者が			
第3項第	3号口	場合は、	、その法人	の業務を執行			
(法人の場合の)常時従事)	うち1人以上の者がその法人の行う耕作					_
		又は養畜の事業に常時従事すると認めら					
		れる。					
第3項第	月4号	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人					
(共有持分	と譲渡人の全ての同意が得られている。				_		
	5年以内の期間を対象とする利用権の設						
第3項第	54号	定・移転をする場合であって、当該土地の					
(共有持分の1)	/2を超える	共有持分(所有権)のうち所有者である貸					_
同意)		人の共有持分の同意が2分の1を超えて					
		得られ	る。				

第4回浜中町農業委員会総会 議案第3号 整理番号4 (所有権移転)

		000000000			農地係長		
譲受人	000 0	\bigcirc	譲渡人	00000	00000	作成者	中田昌浩
法第	318条の条項	判断の理由				適 合	
第	第3項第1号		利用集積計	画内容が基本			
(基	基本構想適合)	合する	ものと認め	られる。		する	
		権利が	設定・移転	される農用地			
第	3項第2号イ	又は養	畜の事業に	こ供すべき農	用地のすべ		
(全	全部効率利用)	てにつ	いて、効率	的に利用して	て耕作又は養		する
		畜の事	業を行うこ	ことと認められ	1 る。		
		耕作又	は養畜の事	事業に必要な	農作業に常		
第	3項第2号口	時従事	すると認め	られる。			
(農	作業常時従事)	(農地所有適格法人及び第2項第6号に					する
		規定す	る者は除く	()			
		第2項	第6号に規	見定する者では			
第	3項第3号イ	地域の他の農業者との適切な役割分担の					
(継続的	的安定的農業経営)	下に継続的・安定的に農業経営を行うと見					する
		込まれ	る。				
		第2項	第6号に対	規定する者が			
第	3項第3号口	場合は	、その法人	の業務を執行			
(法人の	の場合の常時従事)	うち1人以上の者がその法人の行う耕作					_
		又は養畜の事業に常時従事すると認めら					
		れる。					
第	第3項第4号	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人					
(共	有持分の同意)	と譲渡人の全ての同意が得られている。					_
		5年以内の期間を対象とする利用権の設					
第	亨3項第4号	定・移転をする場合であって、当該土地の					
(共有持	持分の 1/2 を超える	共有持分(所有権)のうち所有者である貸					_
同意)		人の共有持分の同意が2分の1を超えて					
		得られ	る。				